



助成金

1. 雇用調整助成金
2. 小学校休業等対応助成金
3. 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
4. キャリアアップ助成金
5. 業務改善助成金
6. 働き方改革推進支援助成金
(職場意識改善特例コース)
7. 65歳超雇用推進助成金

1.雇用調整助成金

どうしたらもらえるの？

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った

※ 他にも支給要件があり

休業とは・・・

働く意思と能力があるのに、働くことができない状態

※ 休暇や休日は対象になりません。

Step 1 : 休業の計画を立てましょう

- ✓ 休業はいつからいつまで？何日間？
- ✓ 休業時間は1日中？一部の時間帯？
- ✓ 休業させる従業員は何人？全員？
- ✓ 休業手当の額は平均賃金の何%？

※労働基準法で60%

2. 小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ *詳細は裏面を

→ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けるの有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じきる環境を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10%
具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円に引き）

申請期限：●令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分
⇒令和2年3月18日から同年12月31日までの休暇取得分
●令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日までの休暇取得分

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

3.母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金

▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

- ①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。
✓ 令和2年5月7日から同年12月31日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

- ✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主
(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

▶▶申請期間

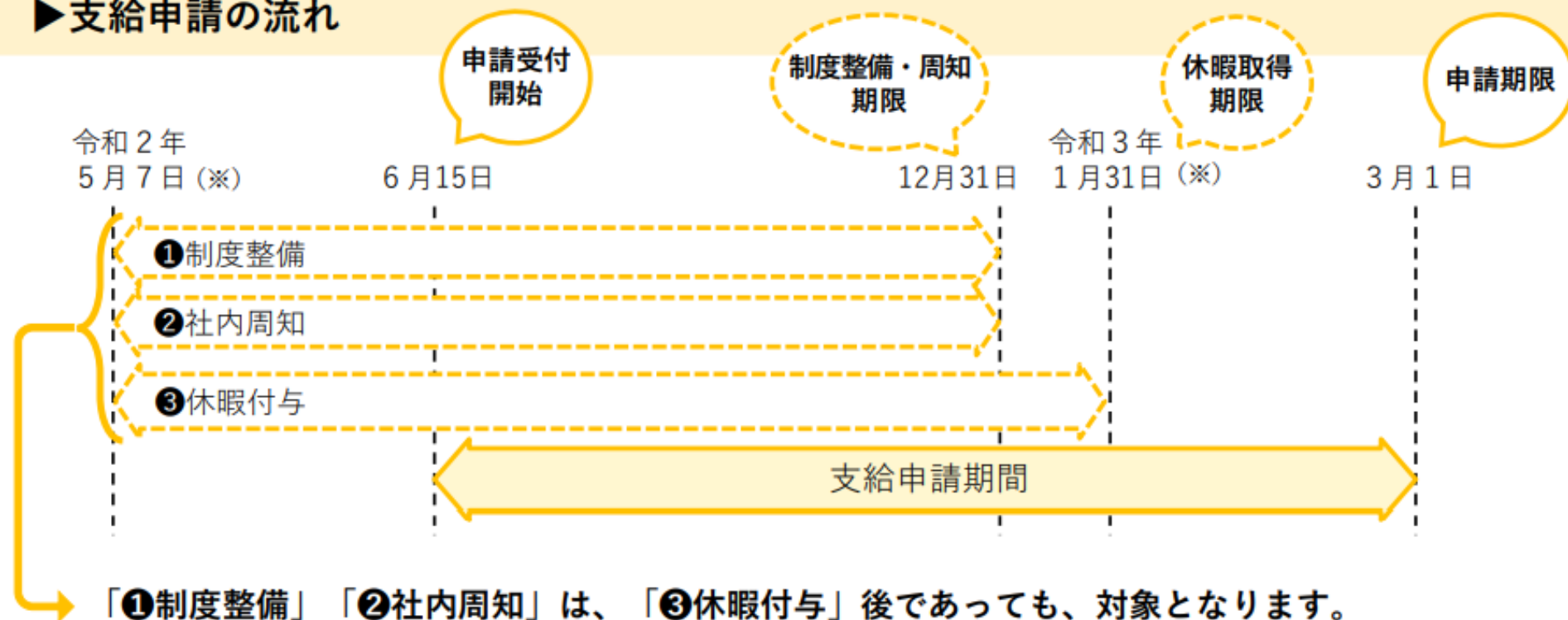
令和2年6月15日から令和3年3月1日まで
* 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
* 事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給申請の流れ

▶支給申請の流れ



※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

4. キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額	※ < > は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり）	① 有期 → 正規	57万円 < 72万円 >	42万7,500円 < 54万円 >
		② 有期 → 無期	28万5,000円 < 36万円 >	21万3,750円 < 27万円 >
		③ 無期 → 正規	28万5,000円 < 36万円 >	21万3,750円 < 27万円 >
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円 < 36万円 >（大企業も同額）加算 ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若しくは若者雇用促進法に基づく認定事業主であって、対象者が35歳未満の場合、 ①：1人当たり9万5,000円 < 12万円 >（大企業も同額）加算、 ②③：4万7,500円 < 6万円 >（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり9万5,000円 < 12万円 >（大企業の場合、7万1,250円 < 9万円 >）加算		

5. 業務改善助成金

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

[生産性向上の事例集 厚生労働省](#) [検索](#)

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率		
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)		
		2～3人	40万円				
		4～6人	60万円				
		7人以上	80万円				
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)	
		2～3人	50万円				
		4～6人	70万円				
		7人以上	100万円				
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)
		2～3人	90万円				
		4～6人	150万円				
		7人以上	230万円				
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)
		2～3人	150万円				
		4～6人	270万円				
		7人以上	450万円				

業務改善助成金活用事例

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例 1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

企業概要
 【所在地】老手県 【従業員数】29人
 【事業内容】繊維製品製造業
 【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい

＜独自の工夫＞
 トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

＜導入前＞ **＜導入後＞**

1日あたりの生産量が4割増大

実施内容
 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

成果
 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の特給給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善

事例 2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

企業概要
 【所在地】茨城県 【従業員数】9人
 【事業内容】放課後デイサービス
 【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい

＜独自の工夫＞
 風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

＜導入前＞ **＜導入後＞**

5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化

実施内容
 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

成果
 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

6.働き方改革推進支援助成金 職場意識改善特例コース

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

重要なお知らせ

- 事業実施期間を9月30日から12月31日まで延長しました。
- 交付申請期限を9月30日から1月4日まで延長しました。
- 支給申請期限を11月16日から1月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、
特別休暇の規定の整備を行う
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

働き方改革推進支援助成金 職場意識改善特例コース

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～同年12月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

①就業規則などの作成・変更

②外部専門家によるコンサルティング

③労務管理担当者・労働者に対する研修

④人材確保に向けた取り組み

⑤労務管理用機器の導入・更新

⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新

（パソコンなどの購入費用は対象となりません）

2 交付申請書の提出【申請期限：1月4日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：1月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給



7.65歳超雇用推進助成金

- I. 65歳超継続雇用促進コース

- II. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

- III. 高年齢者無期雇用転換コース

ご清聴ありがとうございました

宮城働き方改革推進支援センター

仙台市宮城野区原町1-3-43
アクス原町ビル201

TEL : 0120-97-8600

